

工事担任者規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 工事担任者規則（昭和六十年郵政省令第二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一章 総則 第一条〜第四条 （略） 第二章 工事担任者試験 （試験の方法） 第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法によることができる。 第六条・第七条 （略） （科目合格者に対する試験の免除） 第八条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して<u>三年以内</u>（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して<u>三年</u>を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第一号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。 第九条〜第十七条 （略）	第一章 総則 第一条〜<u>第八条</u> （略） 第二章 工事担任者試験 （試験の方法） 第五条 工事担任者試験（以下「試験」という。）は筆記により行う。ただし、総務大臣が特に必要と認める場合は、他の方法による<u>ことがある</u>。 第六条・第七条 （略） （科目合格者に対する試験の免除） 第八条 試験において合格点を得た試験科目のある者が当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して<u>二年以内</u>（総務大臣が天災その他の非常事態により試験が行われなかったことその他特別の事情を考慮して別に告示して指定する者については、当該試験の行われた月の翌月の初めから起算して<u>二年</u>を経過した後において最初に行われる試験の実施日の属する月まで）に試験を受ける場合は、申請により、別表第二号の区別に従つて、試験科目の試験を免除する。 第九条〜<u>第十七条</u> （略）

(認定の申請)

第十八条 前条に規定する認定を受けようとする学校等の設置者は、別表第七号に定める様式の申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一、六 (略)

七 教育課程 (科目ごとの単位数を換算した時間数を含む。)

八 (略)

九 教員 (教授、准教授等の別及び専任教員であるか否かの別) の氏名、履歴、担当科目及び担当時間

十 (略)

2 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校については、前項第四号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3、5 (略)

第十九条 (略)

(変更の届出等)

第二十条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第十八条第一項第一号及び第七号から第九号までに掲げる事項並びに認定に係る部科名を変更するときは、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第三項の規定により記載を省略することができることとなっている事項を変更する場合及び次条第一項の規定により認定の取消しの申請をする場合については、この限りでない。

2 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第二号から第五号までに掲

(認定の申請)

第十八条 (略)

一、六 (略)

七 教育課程 (部科別)

八 (略)

九 教員 (常勤及び非常勤の別) の氏名、履歴、担当科目及び担当時間

十 (略)

2 学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第一条に規定する学校については、前項第四号及び第九号に掲げる事項の記載を省略することができる。

3、5 (略)

第十九条 (略)

(変更の届出)

第二十条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等に関し第十八条第一項第一号から第九号までに掲げる事項に変更があつた場合は、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項、第三項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなっている事項の変更については、この限りでない。

ける事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。ただし、同条第二項又は第四項の規定により記載を省略することができることとなつてゐる事項の変更については、この限りではない。

3 学校等の認定を受けた者は、第十八条第一項第六号に掲げる事項を変更しようとするときは、当該認定の取消しの申請をしなければならない。ただし、総務大臣が軽微と認めるものについて、あらかじめその内容及び変更する年月日を総務大臣に届け出るときは、この限りでない。

(認定の取消し)

第二十一条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十七条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、又は学校等の認定を受けた者から当該認定の取消しの申請があつたときは、将来に向かつてその認定を取り消すことができる。

2 (略)

(廃校の届出等)

第二十二条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等又は認定に係る部科を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(資料等の提出)

第二十三条 総務大臣は、第十七条から前条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(認定の取消し)

第二十一条 総務大臣は、認定を受けた学校等が第十七条の規定による認定の基準に適合しなくなつたと認めるときは、将来に向かつてその認定を取り消すことがある。

2 (略)

(廃校の届出等)

第二十二条 学校等の認定を受けた者は、当該学校等を廃止し、又は認定に係る部科を廃止したときは、遅滞なくその旨、廃止の理由及び廃止の年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 (略)

(資料等の提出)

第二十三条 総務大臣は、第十七条から前条までの規定の施行に関し必要があると認めるときは、学校等の設置者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。

2 前項の場合において、総務大臣は、第十七条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するために必要があるときは、実地に調査することが できる。

第三章 工事担任者の養成課程

第二十四条 (略)

(認定の基準)

第二十五条 養成課程の認定の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 (略)

二 養成課程を実施しようとする者が養成課程の実施に係る業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて養成課程の実施に係る業務が不公正になるおそれがないものであること。

三 七 (略)

八 養成課程の一こと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者（総務大臣がこれと同等以上の教育上の能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

九 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総務大臣が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 (略)

第三章 工事担任者の養成課程

第二十四条 (略)

(認定の基準)

第二十五条 (略)

一 営利を目的とするものでないこと。

二 (略)

三 七 (略)

八 養成課程の一こと及び担当科目の別に従い、別表第九号に掲げる資格を有する者（総務大臣がこれと同等以上の教育的能力を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて講師（多様なメディアを高度に利用して行う授業においては、設問回答、添削指導、質疑応答等による指導に従事する者を含む。以下同じ。）として総務大臣が適当と認めるものが授業に従事するものであること。

九 (略)

十一	前各号に掲げるもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。
	(認定の申請)
第二十六条	養成課程の認定を受けようとする者は、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、養成課程の認定を受けたことがある者が、当該認定を受けるために提出する申請書の添付書類に記載する事項が既に認定を受けた申請書に添付した書類に記載したものと同一である場合は、添付する書類にその旨を記載することにより、同一の事項の記載を省略することができる。
一・二	(略)
三	管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先、役職名及び申請者との契約関係を含む。第五号ハにおいて同じ。）
四	(略)
五	実施計画に関する事項で次に掲げるもの
イ	実施の期間及び場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、実施の期間に限る。）
ロ	(略)
ハ	講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合にあつては、授業科目に限る。）
ニ	(略)
ホ	試験問題の作成方針及び管理方法
ヘ	修了試験の受験要件（多様なメディアを高度に利用して行う授業の

第二十六条	養成課程の認定を受けようとする者は、養成課程の二つと二、申請書に、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、養成課程の認定を受けた者が、当該養成課程の認定を受けた日の翌日から起算して一年以内に、同一の資格者証の種類、養成課程に係る認定を受けようとする場合であつて、第二号、第四号及び第七号に掲げる事項に変更がないときは、当該各号に掲げる事項の記載を省略することができる。
一・二	(略)
三	管理者の氏名、生年月日及び職業（勤務先及び役職名を含む。第五号ハにおいて同じ。）
四	(略)
五	(略)
イ	実施の期間及び場所
ロ	(略)
ハ	講師の氏名、職業、経歴、資格者証の種類及び資格者証の番号並びに担当する授業科目別授業時間
ニ	(略)

	養成課程の場合に限る。)
ト	修了証明書の発行の条件
チ	養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲
六	施設費及び運営費並びにその支弁方法
七	受講料の額
八	(略)
九	実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による処分を受けたこと、法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられたこと又は第三十二条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者若しくは当該処分を受けた養成課程の管理者であつたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）
十	(略)
	(申請の手続の簡略)
第二十六条の二	同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む。）の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別この数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて提出することにより行うことができる。
二	多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては前項の規定にかかわらず、同一の者が実施する二以上の養成課程に関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成

ホ	(略)
六	施設費及び運営費
七	(略)
八	実施する者、その代表者、管理者又は講師が法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による処分を受けたこと又は罪を犯して刑に処せられたことの有無（それらがある場合には、その事由を含む。）
九	(略)

	課程の種類、ことの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて提出することにより行つことができる。
	(認定)
	第二十七条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、その申請を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十五条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。
2	総務大臣は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。
一	法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わ
	り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
二	法若しくはこれに基づく命令の規定に違反して、法第七十二条第二項において準用する法第四十七条の規定による工事担任者資格者証の返納を命ぜられ、又は法第四十七条の規定による電気通信主任技術者資格者証の返納を命ぜられ、その日から一年を経過しない者
三	第三十二条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理者であつて、その処分の日から二年を経過しない者
四	前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理者若しくは講師とする者
3	総務大臣は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付するとともに、インターネットの利用その他の方法により公示するものとする。
4	(略)

	(認定)
	第二十七条 総務大臣は、前条の申請があつた場合において、申請の内容を審査し、当該申請に係る養成課程が第二十五条に規定する基準に適合するものと認定したときは、認定書を交付するとともに、認定した旨を公示する。
2	(略)

第二十八条（略）	第二十八条（略）
（養成課程に係る事項の変更）	（養成課程に係る事項の変更）
第二十九条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。	第二十九条 認定施設者は、その養成課程の管理者、実施の期間、講師（その担当別を含む。）又は養成人員を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類を提出し、総務大臣の承認を受けなければならない。
一 管理者	
二 実施の期間	
三 講師（その担当別を含む。）	
四 養成人員（多様なメティアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合を除く。）	
五 試験問題の作成方針及び管理方法	
六 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲	
2 認定施設者は、その養成課程に係る申請書の記載事項又は第二十六条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないもの及び多様なメティアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては養成人員を除く。）に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。	2 認定施設者は、その養成課程に係る申請書の記載事項又は第二十六条各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。）に変更があつたときは、直ちに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
（報告）	（報告）
第三十条（略）	第三十条（略）
2 前項の規定による報告は、当該養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。	2 （略）
一、四（略）	一、四（略）
五 修了試験の問題及び正答（第十八条第二項の学校、同条第三項の専修	

	学校及び同条第四項の学校等である場合は除く。)
六	履修者数
七	修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号及び各修了者別の修了試験の成績
八	参考事項
3	多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては、前二項の規定にかかわらず、認定施設者は、その養成課程の受講者が当該養成課程を修了したときは、速やかに、次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。
一	養成課程の種別
二	授業科目別授業時間
三	修了者の氏名、生年月日、修了証明書の番号、養成課程を修了した年月日及び修了試験の成績
4	多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程の場合にあつては、前項の報告の他に、認定施設者は、毎年度終了後速やかに、当該年度中に終了した養成課程について、養成課程の種別及び養成課程の一事ごとに次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。ただし、第四号に規定するものが共通である養成課程については、当該共通な養成課程ごとに一のものを提出することができる。
一	養成課程の種別
二	授業科目別授業時間
三	講師の氏名及び担当授業科目
四	修了試験の問題及び正答（出題しなかったものを含む。）
五	修了者数
六	当該年度中に修了すべきであるにもかかわらず修了しなかった者の人数

- 五 履修者数
- 六 修了者の氏名
- 七 参考事項

七 参考事項

(書類の保存)

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項に規定する問題及び答案は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五十三条第三項において同じ。）による記録に係る記録媒体により保存することができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(認定の取消し)

第三十二条 (略)

2 総務大臣は、認定施設者が第二十七条第二項各号（第三号を除く。）のいずれかに該当するに至つたとき又は第二十九条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

3 総務大臣は、前二項の規定により認定の取消しを行つたときは、認定施設者であつた者にその旨を通知するとともに、インターネットの利用その他の方法により公示する。

4 前項の規定により認定を取り消された者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃止)

第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、あらかじめその旨及び廃止する年月日を総務大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があつたときは、その養成課程に関する認定は、当該廃止の

(書類の保存)

第三十一条 認定施設者は、その養成課程の終了後二年間^{に限り}、当該養成課程の修了試験の問題及び答案を保存しなければならない。

2 前項に規定する問題及び答案は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により保存することができる。

(認定の取消し)

第三十二条 (略)

2 総務大臣は、認定施設者が第二十九条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことがある。

3 総務大臣は、前二項の規定により認定の取消しを行つたときは、認定施設者であつた者にその旨を通知するとともに公示する。

4 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく、その取消しに係る認定書を総務大臣に返納しなければならない。

(廃止)

第三十三条 認定施設者は、その養成課程を廃止するときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

2 養成課程の廃止があつたときは、その養成課程に関する総務大臣の認定

日に、その効力を失う。 (資料の提出等) 第三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十六条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。 2 前項の場合において、総務大臣は、第二十五条に規定する基準に適合しているかどうかを確認するため必要があるときは、実地に調査することができる。 第四章 工事担任者の認定 第三十五条・第三十六条 (略) 第五章 工事担任者資格者証の交付 第三十七条・第三十八条 (略) (資格者証の訂正) 第三十九条 (略) 2 総務大臣は、前項の資格者証の訂正に代えて、新たな資格者証の交付をすることができる。 (資格者証の再交付) 第四十条 工事担任者は、資格者証を汚し、破り、又は失ったために再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に、当	は、その効力を失う。 (資料の提出等) 第三十四条 総務大臣は、養成課程に係る規定の施行に関し必要があると認めるときは、第二十六条の規定により申請をした者又は認定施設者に対し、資料の提出又は説明を求めることがある。 2 前項の場合において、総務大臣は、第二十八条の規定により基準に適合するように維持しているかどうかを確認するため必要があるときは、その養成課程の実施の状況を実地に調査することができる。 第四章 工事担任者の認定 第三十五条・第三十六条 (略) 第五章 工事担任者資格者証の交付 第三十七条・第三十八条 (略) (資格者証の訂正) 第三十九条 (略) (資格者証の再交付) 第四十条 工事担任者は、資格者証を汚し、破り、又は失ったために再交付の申請をしようとするときは、別表第十二号に定める様式の申請書に、当
---	---

該資格者証（資格者証を失った場合を除く。）を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 2 （略） 第四十一条（略） （添付書類の省略） 第四十一条の二 第三十七条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号）の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から当該者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日を証明する書類を提出することを要しない。 第六章 指定試験機関 第四十二条～第五十五条 （略） 第七章 雑則 （書類の提出） 第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類（第四章及び第六章の規定によるものを除く。）は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して提出することができるものとす	該資格者証又は氏名及び生年月日を証明する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。 2 （略） 第四十一条（略） （添付書類の省略） 第四十一条の二 第三十七条第一項、第三十九条又は第四十条第一項の規定にかかわらず、資格者証の交付、訂正又は再交付を受けようとする者は、総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第三項の規定により、都道府県知事（同法第三十条の十第一項第三号）の規定により指定情報処理機関に行わせることとした場合には、指定情報処理機関）から当該者に係る本人確認情報の提供を受けるときは、氏名及び生年月日を証明する書類（第三十九条の申請にあつては、変更の事実を証明する書類）を提出することを要しない。 第六章 指定試験機関 第四十二条～第五十五条 （略） 第七章 雑則 （書類の提出） 第五十六条 この規則の規定により総務大臣に提出する書類（第四章及び第六章の規定によるものを除く。）は、所轄総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）を経由して提出することができるものとす
---	---

る。ただし、第十八条、第二十条、第二十二條第一項、第二十六條、第二十六條の二、第二十九條、第三十条第一項、同条第三項及び第四項並びに第三十三條第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 前項の所轄総合通信局長は、次の表の上欄に掲げる区分に従つて、それぞれ同表の下欄に掲げる場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）とする。

第十四条第一項の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程にあつては、申請者及び認定施設者の住所）
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（多様なメディアを高度に利用して行う授業の養成課程を修了した者にあつては認定施設者の住所、第四章に規定する認定を受けた者にあつてはその住所）

第五十七条 （略）

る。ただし、第十八条、第二十条、第二十二條第一項、第二十六條、第二十九條、第三十条第一項及び第三十三條第一項の規定により総務大臣に提出する書類は、所轄総合通信局長を経由して提出するものとする。

2 （略）

第十四条第一項の試験の申請	試験の施行地
第二章の学校等の認定に関する事項	学校等の所在地
第三章の養成課程に関する事項	養成課程の主たる実施の場所
第五章に規定する事項	試験の受験地又は修了した養成課程の主たる実施の場所（第四章に規定する認定を受けた者にあつてはその住所）

第五十七条 （略）

別表第八号（第二十五条関係）

（表略）

注 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合において、当該メディアによる授業内容の伝達に要する時間は、この表の授業時間数の二分の一の時間とする。

別表第八号（第二十五条関係）

（表略）

注 多様なメディアを高度に利用して行う授業の場合には、当該メディアによる授業内容の伝達に要する時間の二倍の時間を授業時間とする。

別表第十二号 申請書の様式（第 39 条、第 40 条関係）

長

収入印紙（注 1）
右端から重ならないようにそろえて貼付すること。
申請者は消印しないこと。

工事担任者資格者証訂正（注 2）申請書
再交付
年 月 日

総務大臣殿

写真欄

郵便番号
住所
(方) 電話（連絡先）
氏名（フリガナ）
氏 名

訂正
資格者証の再交付（注 2）を受けたいので、工事担任者規則第 39 条
第 40 条（注 2）の
規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	(略)
申請前に有して いた資格者証の 記載内容	(略)
変更後の氏名	(略)
添付書類	1 氏名の変更の事実を証明する書類 2 資格者証

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 版)

別表第十二号 申請書の様式（第 39 条、第 40 条関係）

長

収入印紙（注 1）
右端から重ならないようにそろえて貼付すること。
申請者は消印しないこと。

工事担任者資格者証訂正（注 2）申請書
再交付
年 月 日

総務大臣殿

写真欄

郵便番号
住所
(方) 電話（連絡先）
氏名（フリガナ）
氏 名

住民票コード

訂正
資格者証の再交付（注 2）を受けたいので、工事担任者規則第 39 条
第 40 条（注 2）の
規定により、別紙書類を添えて申請します。

理 由	(略)
申請前に有して いた資格者証の 記載内容	(略)
変更後の氏名	(略)
添付書類	1 氏名及び生年月日を証明する書類（住民票コードを 記載しない場合） 2 氏名の変更の事実を証明する書類（住民票コードを 記載しない場合） 3 資格者証

短 辺

(日本工業規格 A 列 4 版)

注 1 ～ 3 （略） 4 ～ 7 （略） 附 則 （施行期日） 1 この省令は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この省令の施行の際現に改正前の工事担任者規則第八条の規定により国家試験の試験科目の免除を受けることのできる者の当該試験科目の試験の免除を受けることができる期間は、なお従前の例による。 3 この省令の施行の際現にされている改正前の工事担任者規則第十八条の規定による学校等の認定の申請については、なお従前の例による。 4 この省令の施行の際現にされている養成課程の認定の申請については、なお従前の例による。	注 1 ～ 3 （略） 4 <u>住民票コードの欄は、住民基本台帳法第 30 条の 2 第 3 項又は同法第 30 条の 3 第 4 項の規定により市町村長から通知された住民票コードを記入すること。住民票コードを記入しない場合は、氏名及び生年月日を証明する書類（氏名の変更を理由とする場合は、氏名の変更の事実を証明する書類）を添付すること。</u> 5 ～ 8 （略）
--	--